

質の高い集中治療の評価について

骨子【重点課題 1-1-1-(1)】

第1 基本的な考え方

特定集中治療室管理料（ICU）について、特定集中治療に精通した医師の複数配置、十分な病床面積の確保、臨床工学技士の24時間勤務体制などにより、より診療密度の高い診療体制にある特定集中治療室に対し、充実した評価を行う。

また、重症度について、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直しに伴い、名称の変更を行うとともに、急性期患者の特性を評価する評価方法に改める。

第2 具体的な内容

1. より体制の充実した特定集中治療室の評価を新設する。

(新) 特定集中治療室管理料 1

<u>イ 7日以内の期間</u>	<u>13,500点</u>
<u>ロ 8日以上14日以内の期間</u>	<u>12,000点</u>

(新) 特定集中治療室管理料 2

<u>イ 特定集中治療室管理料</u>	
<u>(1) 7日以内の期間</u>	<u>13,500点</u>
<u>(2) 8日以上14日以内の期間</u>	<u>12,000点</u>
<u>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>	
<u>(1) 7日以内の期間</u>	<u>13,500点</u>
<u>(2) 8日以上60日以内の期間</u>	<u>12,190点</u>

[施設基準]

- ① 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師に、特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含む。

- ② 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは1床当たり20m²以上である。
- ③ 専任の臨床工学技士が、常時、院内に勤務している。
- ④ 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度について、A項目3点以上かつB項目3点以上である患者が9割以上であること。

2. 重症度について、一般病棟での見直しを踏まえて名称を特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に変更するとともに、急性期患者の特性を踏まえた評価方法に改める。これらの変更による影響を緩和するため、新たな評価基準を設定する。

現 行	改定案
<p>【特定集中治療室管理料1】</p> <p>イ 7日以内の期間 9,211点</p> <p>ロ 8日以上14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">7,711点</p> <p>【特定集中治療室管理料2】</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 9,211点</p> <p>(2) 8日以上14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">7,711点</p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 9,211点</p> <p>(2) 8日以上60日以内の期</p> <p style="text-align: right;">7,901点</p> <p>[施設基準]</p> <p>重症度について、A項目3点以上またはB項目3点以上である患者が9割以上であること。</p>	<p>【特定集中治療室管理料3】</p> <p>イ 7日以内の期間 9,211点</p> <p>ロ 8日以上14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">7,711点</p> <p>【特定集中治療室管理料4】</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 9,211点</p> <p>(2) 8日以上14日以内の期間</p> <p style="text-align: right;">7,711点</p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</p> <p>(1) 7日以内の期間 9,211点</p> <p>(2) 8日以上60日以内の期</p> <p style="text-align: right;">7,901点</p> <p>[施設基準]</p> <p><u>特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度</u>について、A項目3点以上かつB項目3点以上である患者が8割以上であること。</p>

[経過措置]

平成26年3月31日に当該入院料の届出を行っている治療室については、平成27年3月31日までの間、上記の基準を満たしているものとする。

3. ハイケアユニット用の重症度・看護必要度について、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直しに伴い、名称の変更を行うとともに、項目の見直しを行う。また、急性期患者の特性を踏まえた評価方法に改めるとともに、これらの変更による影響を緩和するため、新たな評価基準を設定する。

(1) 名称及び項目の見直し

現 行	改定案
<p>【名称の見直し】</p> <p>重症度・看護必要度</p> <p>【評価項目の見直し】</p> <p>A項目</p> <p>1 創傷処置</p> <p>2 蘇生術の施行</p> <p>3 血圧測定</p> <p>4 時間尿測定</p> <p>5 呼吸ケア</p> <p>6 点滴ライン同時3本以上 (以下略)</p> <p>B項目</p>	<p>【名称の見直し】</p> <p><u>ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度</u></p> <p>【評価項目の見直し】</p> <p>A項目</p> <p>1 創傷処置</p> <p>① 創傷処置 ② 褥瘡処置</p> <p><u>①、②いずれか一つ以上該当する場合</u></p> <p>2 蘇生術の施行</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3 呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合を除く)</u></p> <p><u>4 点滴ライン同時3本以上</u> (以下略)</p> <p>B項目 (変更なし)</p>

(2) 評価方法及び評価基準の見直し

現 行	改定案
<p>【ハイケアユニット入院医療管理料】</p> <p>ハイケアユニット入院医療管理料 4,511点</p> <p>[施設基準] 看護配置常時4対1 重症者等について、A項目3点以上またはB項目7点以上である患者が8割以上であること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【ハイケアユニット入院医療管理料】</p> <p><u>ハイケアユニット入院医療管理料1</u> 6,511点(改)</p> <p>[施設基準] 看護配置常時4対1 <u>ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度</u>について、A項目3点以上かつB項目7点以上である患者が8割以上であること。</p> <p><u>ハイケアユニット入院医療管理料2</u> 4,011点(改)</p> <p>[施設基準] 看護配置常時5対1 <u>ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度</u>について、A項目3点以上かつB項目7点以上である患者が6割以上であること。</p>

[経過措置]

平成26年3月31日に当該入院料の届出を行っている治療室については、平成26年9月30日までの間、従前のハイケアユニット入院医療管理料を算定する。